

告示

埼玉県告示第千二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八百九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 市道二一〇七号線の工事車両、工事関係者車両、店利用者の通行規制を行うこと。

(理由)

(一) 道幅が二メートル。

(二) 小・中学生の通学路にあたる。

(2) 工事説明会を九月中、若松会館で行うこと。

(通知は、隣接住民に、ポスティングで行うこと。)

(3) 工事計画書を隣接住民に、ポスティングで配布すること。

二 縦覧期間

平成二十八年九月三十日から平成二十八年十月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター